

宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域（案）  
に対する意見の募集について

市民の皆さまのご意見を伺うものです。

1 公表する案

宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域（案）

2 公表の場所

- (1) 市役所本庁舎 建設局都市部開発指導課（1 1階）、市政情報室（3階）  
松永支所松永市民サービス課、北部支所北部市民サービス課、東部支所東部市民サービス課、神辺支所神辺市民サービス課
- (2) 福山市ホームページ

3 意見の募集期間

2023年（令和5年）12月 8日（金）から

2024年（令和6年） 1月12日（金）まで

※窓口での受付については、土・日・祝日・年末年始等の閉庁日を除く8時30分  
から17時15分まで

4 意見の提出方法

建設局都市部開発指導課あてに、電子メール、FAX、郵送又は持参により提出してください。送付先などは裏面に記載しています。

※郵送の場合は、2024年（令和6年）1月12日（金）消印有効

5 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) その他、当該案件に利害関係を有すると認められる者

## 6 留意事項

- (1) 意見がある者は「意見・情報提出書」(様式1号)を利用してください。  
任意の様式で提出される場合は、次の項目を明記して提出してください。
  - ア 案件名『「宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域(案)」に対する意見について』
  - イ 住所及び名前(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の名前)
  - ウ 住所が市外の方は、意見等を提出できる者(市内在勤者、市内在学者又は利害関係者)であること。
- (2) 意見募集の趣旨に沿わない中傷などは受け付けません。

## 7 意見の公表など

- (1) お寄せいただいた意見の概要と意見に対する検討結果は、次の方法で公表します。
  - ア 福山市ホームページへ掲載
  - イ 市政情報室での閲覧
  - ウ 開発指導課での閲覧
- (2) 類似の意見については、集約させていただくことがあります。
- (3) お寄せいただいた意見に対して個別の回答はできません。
- (4) 提出いただいた記載内容は、他の目的で使用することはありません。また、住所及び名前を公表することはありません。

## 8 問い合わせ・意見の提出先

福山市建設局都市部開発指導課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話 084-928-1163

F A X 084-928-1735

電子メール [kaihatsu@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:kaihatsu@city.fukuyama.hiroshima.jp)